

表2-1-1 エリア・拠点・地域資源一覧表 (1/5)

番号	エリア名称	エリアの特徴	拠点名称	注目種の生息地	原風景	田園景観	河川景観	谷津田(里山)景観	伝統的都市景観	景勝地(スポット)	指定文化財	その他歴史的建造物	指定天然記念物	史跡	寺院・神社	屋敷林・社寺林	斜面林	保存樹林・樹木・巨木	自然護岸	水辺空間・親水空間	湧水	市民農園	平地林	オープンスペース
1	利根運河エリア	大都市近郊に残された連続した緑で、多くの人々に憩いの場を提供するとともに、多種多様な生物の生育・生息環境となっている本域域の中核となるエリア。オランダ人技師ムデルの計画に基づき民間会社によって建設された。地形に沿って建設された当初の線形が今も残る。野田市・柏市・流山市を水と緑でつなぐ回廊としての役割を担っている。	利根運河 煉瓦造りの樋管 運河河口公園	●			●					●							●				●	
2	江戸川エリア	江戸川沿いに広がる広大な河川敷と水面のエリア。河川治いに一定幅で高草帯地が連続しており、生物の生息・移動空間となっていると同時に、川を広く見渡すことができ良好な景観を呈している。	江戸川 深井新田の渡し跡 アマヤ(尼屋)の渡し跡 六兵衛の渡し跡 半割の渡し跡 羽口の渡し跡 江戸川河川敷 県営吉川公園 花輪の渡し(観音越の渡し) すさきの渡し	●			●			●	●	●	●	●				●	●					●
3	利根川エリア	利根川東遷によってできた半人工の河川だが、現在では発達した自然植生が連続しているエリア。堤外地は農地やゴルフ場として利用されている。	利根川 ガマンの渡し跡	●			●				●								●					●
4	鬼怒川エリア	小貝川と鬼怒川の切り離しにより、分断された板戸井集落を中心としたエリア。鬼怒川の両岸に斜面林が連なり美しい景観を形成している。	鬼怒川 流下橋と鬼怒川両岸の風景 清瀬香取神社 清瀬寺	●			●	●		●					●	●	●							
5	清水公園エリア	東武野田線清水公園駅から徒歩圏でつながる清水公園、野田市総合公園、産生川を中心としたエリア。施設整備が整った自然と触れあえる空間として、広く一般市民に利用されている。	野田市総合公園・清水公園 産生川(産生調節池) 旧花野井家住宅	●				●									●			●			●	
6	木野崎柳耕地・大木流作エリア	鬼怒川と利根川が合流する地点に広大な農地が広がるエリア。一帯が治水調整のための管生調節池に含まれる。利根川の旧流路が残存している。	木野崎柳耕地 西大木、保食神社の鎮守の社 大木流作付近の河川敷と剣先	●	●	●	●								●	●	●							●
7	立沢地区エリア	工業団地と住宅団地にはさまれつつも、斜面林や谷津の緑が固まっているエリア。	高崎地区 四季の里公園 香取神社周辺 馬頭観音					●							●	●	●	●	●	●	●			●
8	野田市スポーツ公園エリア	利根川の河川敷から西側に広がる、三ツ堀里山自然園として整備された谷津をはじめ、里地・里山環境が連なるエリア。	野田市スポーツ公園 三ツ堀里山自然園 木野崎城址 遍照院の巨樹群	●				●					●					●						●

表2-1-1 エリア・拠点・地域資源一覧表 (2/5)

番号	エリア名称	エリアの特徴	拠点名称	注目種の生息地	原風景	田園景観	河川景観	谷津田(里山)景観	伝統的都市景観	景勝地(スポット)	指定文化財	その他歴史的建造物	指定天然記念物	史跡	寺院・神社	屋敷林・社寺林	斜面林	保存樹林・樹木・巨木	自然護岸	水辺空間・親水空間	湧水	市民農園	平地林	オープンスペース
9	中央の杜エリア	野田市役所周辺に残された発達した樹林地からなるエリア。大部分が「中央の杜」として保全されている。	中央の杜	●																			●	
10	中心市街地エリア	野田市の行政、文化、産業の中心地として発展し、野田の伝統産業・歴史・文化を発信する賑わいと活力に満ちたまちを将来像とするエリア。	愛宕神社本殿 野田の醤油発祥の地 市民会館 郷土博物館 旧野田商議銀行(現千秋社) 興風会館 キョーコーマン御用蔵 同 野田第2工場れんが蔵 同 もの知りししょうゆ館 キノエス醤油 高梨本家上花輪歴史館 野木崎香取神社 野木崎新山の斜面林 下山岸渡し跡 お五ヶ池 徳川家康水飲井戸跡 寛業師如來・正安寺 エノキ																					
11	野木崎地区エリア	利根運河の開削以前から利根川・鬼怒川を利用した舟運の交通要所として早くから栄えたエリア。現在は台地沿いに斜面林が連なり、その下に広大な農地が広がる地帯となっている。	市保全平地林 大柏新田の谷津 田園風景・環境 吉川市郷土資料館 定勝寺エノキ 定勝寺仁王門 定勝寺鐘鐃 今上耕地 大杜神社																					
12	大柏地区エリア	つくばエクスプレスの開業に伴い、開発が続く守谷市中心部にあたる市役所の周辺にある平地林とそれに続く谷津からなるエリア。	江川・三ヶ尾 二ツ塚 理窓記念自然公園 山崎宿 海禅寺 根切斜面林 浅間神社 鈴塚道標 高野の麓への道標																					
13	吉川市田園エリア	一面に広がる水田地帯が、吉川らしさを象徴するエリア。市街化区域を除くほぼ全域が農業振興地域・農用地区域であり、その多くが稲作地帯となっている。田園風景は吉川八景にも選ばれている。	東側は下総台地に隣接する江戸川沿いに拓けた広大な低地に発達した農地エリア。利根運河の開削以前は、南の新川耕地となつてさらに大きな水田地帯だった。水田や水路などの水辺環境と連続性を持った斜面林が一体化し、典型的な谷津環境が残っているエリア。この大規模な谷津地形は、かつての三ヶ尾沼の一部だった。利根運河はこの地形をうまく利用して開削された。																					
14	今上耕地エリア	利根運河の北の東京理科大学の敷地内に整備された自然公園を含むエリア。かつての三ヶ尾沼を中心とした谷津のひとつつがそのまま公園の区域となっている。	昔ながらの谷津田と、手入れの行き届いた生垣や屋敷林の連なるなつかしい風景のあるエリア。馬頭観音や、道標なども残っており歴史を感じることできる。																					
15	江川・三ヶ尾エリア																							
16	下三ヶ尾・理想公園エリア																							
17	高野地区エリア																							

表2-1-1 エリア・拠点・拠点・地域資源一覧表 (3/5)

番号	エリア名称	エリアの特徴	拠点名称	注目種の生息地	原風景	田園景観	河川景観	谷津田（里山）景観	伝統的都市景観	景勝地（スポーツ）	指定文化財	その他歴史的建造物	指定天然記念物	史跡	寺院・神社	屋敷林・社寺林	斜面林	保存樹林・樹木・巨木	自然護岸	水辺空間・親水空間	湧水	市民農園	平地林	オーブンスペース
18	稲戸井調節池エリア	上流の菅生調節池、対岸柏市の田中調節池と併せて、利根川の洪水調節機能を果たす稲戸井調節池の整備地を中心としたエリア。	稲戸井調節池 稲子田樋管 五反田樋管 調節池内の道標	● ● ● ●		● ●	● ●	●						●										●
19	西三ヶ尾エリア	現在では水田はほとんど放棄され、残土の埋立てなどが進む地域であるが、かつての谷津田形の姿をとどめているエリア。	西三ヶ尾谷津 西三ヶ尾香取神社 普門寺	●		● ●	● ●	●			県・市		● ●	● ●	● ●	● ●								
20	大青田谷津エリア	谷津田や休耕田が散在する里地環境と利根運河に注ぐ水路が、多くの生き物に生息環境を提供しているエリア。また、新春の伝説行事「おひしゃ」や四国の八十八ヶ所めぐりになぞって設けられた運河霊場があり、古くからの文化と信仰が今に伝わる。	大青田の谷津田 運河霊場 山神宮 船戸のおひしゃ（船戸会館） 医王院 香取神社 船戸天満宮 船戸代官所跡 一葉神社 一本杉舊戩庵	● ● ● ● ● ● ● ● ● ●		● ●	● ●	●			県		● ●	● ●	● ●			● ●			●			●
21	大室・小青田地区エリア	柏から我孫子にかけて広がる、利根川（坂東太郎）の大きな水田と農村集落からなるエリア。新利根湧水や大室湧水が湧き出している。	新利根湧水 大室湧水 吉祥寺 正蓮寺の野馬土手 旧吉田家住宅 薄田味噌・醤油	● ● ● ● ●		●						● ●			● ●					● ●	● ●			
22	運河水辺公園エリア	利根運河に整備された公園を中心とした親水空間と歴史資源のエリア。東武野田線運河駅近くでアクセスしやすい。桜の名所としても楽しまれている。	運河水辺公園 深井城跡（不動坊） 西森井散策の森 利根運河大師堂 東源井付近の平地林 東源井地区公園 運河散策の森 諏訪下川	● ● ● ● ● ● ●					●		● ●	● ●	● ●	● ●	● ●					●			● ● ● ● ● ● ●	
23	大青田の森・東深井エリア	谷津田や休耕田が散在し、斜面林や平地林、旧家の屋敷林などのまとまった緑を拠点として、猛禽類が生息する里地環境からなるエリア。利根運河の舟運華やかになりし頃を思いさせる建造物も残っている。	東深井散策の森 江戸台14号公園及び1号緑地 水辺稲荷 大青田の湿地帯 大青田の森 常安塚と大黒様 円福寺 砂見神社（大青田小学校）	● ● ● ● ● ● ●		● ●	● ●	● ●			● ●	● ●	● ●	● ●	● ●	● ●							● ● ● ● ● ● ●	

表2-1-1 エリア・拠点・地域資源一覧表 (4/5)

番号	エリア名称	エリアの特徴	拠点名称	注目種の生息地	原風景	田園景観	河川景観	谷津田（里山）景観	伝統的都市景観	景勝地（スポット）	指定文化財	その他歴史的建造物	指定天然記念物	史跡	寺院・神社	屋敷林・社寺林	斜面林	保存樹林・樹木・巨木	自然護岸	水辺空間・親水空間	湧水	市民農園	平地林	オープンスペース
24	新川耕地エリア	下総台地と江戸川の間に広がる低地と連続した斜面林が発達している農地エリア。オオタカの採餌としても利用されている。運河開削前は北の今上耕地と一体で、さらに大きな農業地帯を形成していた。	新川耕地	●		●																●		●
			今上落			●																●		●
			利根運河河口付近公園（仮称）														●				●			●
			下総台地の斜面林																					●
25	西深井農地エリア	北部を利根運河に、西部を新川耕地に接し、下総台地上に位置する、畑作を中心とした農地エリア。近年宅地化が進んでいる。運河開削前は北の今上耕地と一体で、さらに大きな農業地帯を形成していた。	新川耕地																					●
			今上落																					●
			利根運河河口付近公園（仮称）																					●
			下総台地の斜面林																					●
26	深井新田・平方新田エリア	旧庄内古川流路沿いの自然堤防上には緑の多い集落・社寺があり、その周辺に水田が広がるエリア。旧街道沿いには屋敷林も多く残されている。	新川耕地																					●
			今上落																					●
			利根運河河口付近公園（仮称）																					●
			下総台地の斜面林																					●
27	こんぶくろ池エリア	市街地の中において豊かな自然環境を残しているこんぶくろ池と井天池、およびその周辺の樹林地からなるエリア。手賀沼の自然水源であるこれらの池の周辺には、湿地に生育するハシロギスやマダガスカヤをほしめ、コナラ、クヌギ、アカマツなど、多様な樹種が見られる。	新川耕地																					●
			今上落																					●
			利根運河河口付近公園（仮称）																					●
			下総台地の斜面林																					●
28	青田・駒木台エリア	住宅に囲まれながらも平地林が点在しているエリア。	新川耕地																					●
			今上落																					●
			利根運河河口付近公園（仮称）																					●
			下総台地の斜面林																					●
29	野馬除土手跡エリア	江戸時代の野馬除の土手跡が緑地として保全されているエリア。	新川耕地																					●
			今上落																					●
			利根運河河口付近公園（仮称）																					●
			下総台地の斜面林																					●

表2-1-1 エリア・拠点・地域資源一覧表 (5/5)

番号	エリア名称	エリアの特徴	拠点名称	注目種の生息地	原風景	田園景観	河川景観	谷津田（里山）景観	伝統的都市景観	景勝地（スポット）	指定文化財	その他歴史的建造物	指定天然記念物	史跡	寺院、神社	屋敷林・社寺林	斜面林	保存樹林・樹木・巨木	自然護岸	水辺空間・親水空間	湧水	市民農園	平地林	オープンスペース
30	初石平地林エリア	オオタカが生息する市野谷の森公園を始め、まとまった規模の平地林や社寺林が多く存在するエリア。	初石付近の平地林	●							市			●	●	●			●				●	●
			西初石小鳥の森 西初石ふれあいの森 大群の湧水 西米寺 上貝塚の貝塚 和田堀 香取神社（北小屋） 神明神社 金刀比羅神社 八坂神社 市野谷の森公園 茂侶神社 三輪野山近隣公園																					
31	鹿見塚・加藤地区エリア	旧街道沿いに屋敷林が点在する緑の多いエリア。街道沿いには集落に根付いた神社なども多く残されている。	血沼の屋敷林 エリャーの屋敷林 香取宮・石塔等（河岸通り） 浅間大社（水神社）												●	●		●						
32	大堀川エリア	手賀沼にそぐ大堀川を中心とした水辺空間と、歴史ある寺社が育んできた社寺林を中心とした樹林環境を有するエリア。両岸には斜面林が発達し、キンやカワセミなどの野鳥の生息空間となっている。古くは米づくりを生業としていたこの地域では、五穀豊稔と家内安全を祈願する民俗文化や、水を支配するといわれる龍神への信仰もある。	大堀川 大堀川親水公園（仮称） 諏訪神社 成願寺 熊野神社 オランダ稲荷 篠田の三匹獅子舞（西光院） 木造大日如来坐像（覚王寺）				●				市				●	●	●	●	●			市	市	県

2-2 拠点地区のあり方の検討

基礎調査により把握した調査対象地域内の地域資源・拠点の特徴と、それらを地理的及びストーリー的にまとめたエリアのテーマを設定し、それぞれのあり方について、保全と管理、活用と展開の視点から検討を行った。基礎調査が既存文献を中心に行われたため、抽出された拠点は、網羅的なものではなく、文献で取り扱われているものに限られる傾向があるが、自然面の保全・管理、活用・展開の方策を考えるためには、対象地域を網羅的に把握する必要がある。そのため、環境省の自然環境保全基礎調査によって作成された 1:25,000 植生図や航空写真等を用い、全体像の把握に努め検討に反映させた。

(1) エリアのテーマの検討

エリアの特徴（表 2-1-1）を考慮して、各エリアのテーマを「自然」、「農業」、「歴史文化」、「景観」に分類してまとめた（表 2-2-1）。それぞれのテーマの重要度については、調査対象地域全体での重要性と、各エリアの中での重要性を考慮して評価した。

表 2-2-1 エリアごとのテーマの検討

★他のエリアと比べても特に重要；●各エリア内において特に重要；○各エリア内において重要；空白：他のエリア・項目に比して重要性が低い

エリア \ テーマ		自然	農業	歴史文化	景観
1	利根運河エリア	★		★	★
2	江戸川エリア	★		○渡し・河岸	★
3	利根川エリア	★	●	○渡し・河岸	★
4	鬼怒川エリア	★			★
5	清水公園エリア	●		○	○
6	木野崎柳耕地・大木流作エリア	●	★	○	
7	立沢地区エリア	○	○		
8	野田市スポーツ公園エリア	●	○		○
9	中央の杜エリア	○			
10	中心市街地エリア			★	★街並み
11	野木崎地区エリア	●	○	●渡し	
12	大柏地区エリア	●			○役所ター
13	吉川市田園エリア	○	●		●
14	今上耕地エリア	○	★		
15	江川・三ヶ尾エリア	★	★		○
16	下三ヶ尾・理窓公園エリア	●			
17	高野地区エリア		○	★	●
18	稲戸井調節池エリア	★		○	
19	西三ヶ尾エリア	●		○	
20	大青田谷津エリア	★		★	
21	大室・小青田地区エリア	●	●		○
22	運河水辺公園エリア			★	★
23	大青田の森・東深井エリア	★		○	○
24	新川耕地エリア		★		★斜面林
25	西深井農地エリア	○	○		
26	深井新田・平方新田エリア	○	★		●集落景観
27	こんぶくろ池エリア	★		○	○
28	青田・駒木台エリア	○			
29	野馬除土手跡エリア	○		●	
30	初石平地林エリア	★市野谷			
31	鹿見塚・加藤地区エリア	○		○	○
32	大堀川エリア	○		○	

(2) 保全・管理方策の検討

a. 自然資源の保全・管理の考え方

自然と調和した地域づくりを行うための自然資源の保全・管理においては、“ビオトープネットワーク（エコロジカル・ネットワーク）”が不可欠である。

「ビオトープ」とは、地域の野生生物のすむ比較的均質なまとまりのある空間であり、このビオトープ同士をつなぎネットワークすることによって地域の自然生態系を守り再生するのが“ビオトープネットワーク”である。その基礎となる考え方を以下に示す。また、自然環境の保全・管理を進める際には、生物種を指標とすることができ。その例を表 2-2-2 にまとめた。

<生物生息空間の形態・配置に関する 6 つの原則（Diamond J. M., 1975）>

A) なるべく広い方がよい：タカ、フクロウやキツネ等の高次消費者が生活できる広さがひとつの目安。生物の多様性に富み、安定性が増し、種の絶滅率が低くなる。

B) 同面積なら分離した状態よりもひとまとまりの方がよい：ひとかたまりの広い地域であってはじめて高い生存率を維持できる種の多くは、空間がいくつかの小面積に分割されることによって生存率が低くなる。

C) 分散した状態より、なるべく近い方がよい：空間が接近することで、一つの空間で種が絶滅しても、近くの空間からの種の供給が容易になる。

D) 線状よりも等間隔に集合している方がよい：どの空間も他の空間との間での種の良好な交流が確保される。線状の配置は、両端に位置する空間の距離が長く、種の交流を難しくする。

E) 不連続な空間は生態的回廊（コリドー）でつなげた方がよい：生物の移動が飛躍的に容易になる。

F) 空間の形態は丸い方がよい：空間内における分散距離が小さくなる。また、外周の長さも小さくなり、外部からの干渉が少なくてすむ。

この 6 つの原則をひとつに集約すると、「高次消費者が生息可能な良質な生物空間（ビオトープ）をより広い面積で、より円形に近い形で塊として確保し、それらを生態的回廊で相互につなぐことが、最も効果的なビオトープの形態および配置の仕方である」となる。

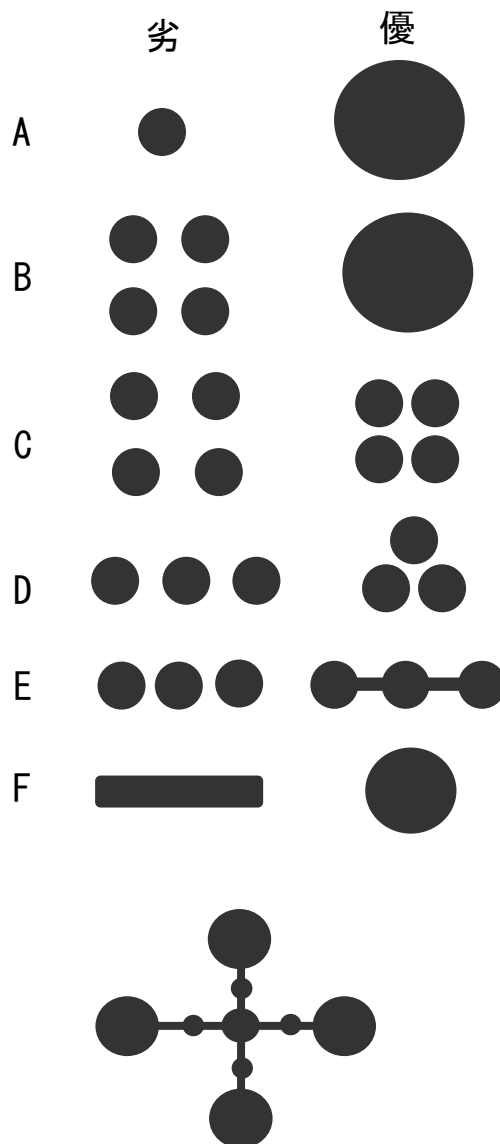


表 2-2-2 自然環境の保全・管理の目標（指標）の例

環境タイプ	主な場所	目標（指標）となる主な種（例）
水田 農業用水路	谷津田、河川沿い低地の水田など	タゲリ、ケリ、コウノトリ、トキ、ナマズ、メダカ、ドジョウ、ニホンアカガエル、トウキョウダルマガエル、ヘイケボタル、ヒメアカネ、イチョウウキゴケ
河川（本流）	利根運河・利根川・江戸川・鬼怒川およびそれらの支流	アユ、ウナギ、ボラ、モクズガニ、クロベンケイガニ、シジミ
湧水・細流	崖線の斜面、谷津の奥など	サワガニ、ゲンジボタル、ジュズカケハゼ、ホトケドジョウ、シマドジョウ、ヤリタナゴ、カラスガイ
河川敷（全体）	利根川、江戸川	キツネ、イタチ、タヌキ、コミミズク、チョウゲンボウ
砂礫地・砂礫草地	河川敷	コアジサシ、カワラバッタ、カワラナデシコ、カワラヨモギ
河畔林	河川敷、谷津田周辺など	ミドリシジミ、コムラサキ、ハンノキ
乾燥低茎草地	河川堤防法面など	ウズラ、チガヤ、フジバカマ
湿性高茎草地	河川沿い、谷津など	カヤネズミ、セッカ、オオヨシキリ、ギンイチモンジセセリ、ジャノメチョウ、タコノアシ、ヨシ、オギ
湿性低茎草地	休耕田、河川敷の湿地など	ノウルシ、ミズワラビ
ワンド・池沼・ため池	河川敷（河川氾濫源）、湧水起源の沼など	カイツブリ、バン、カワセミ、クイナ、ヨシゴイ、チョウトンボ、ヒシ
落葉広葉樹林（二次林）	斜面林、平地林、社寺林、屋敷林など	オオタカ、サシバ、フクロウ、アオバズク、ヤマカガシ、アズマヒキガエル、ゴマダラチョウ、アカシジミ、ウラゴマダラシジミ、ラン類

（参考資料）

「里地・田んぼではじめる自然回復～取り組みを進めるためのヒント～」平成 15 年 3 月・農林水産省・環境省・(財)日本生態系協会

「荒川・水と緑のネットワーク」～河川環境の保全と新たな自然創出へのとりくみ～」平成 12 年 3 月・荒川上流工事事務所・(財)日本生態系協会

b. 歴史文化資源の保全・管理の考え方

歴史文化資源を保全する場合、一般的には文化財への指定が行われる。

歴史文化資源は、もとよりその特性から、人の目を避けてただ静かに保存しておく、というのではなく、その価値を広く一般に知らしめ、日々の暮らしの一部として、また歴史文化を語る素材として活用をはかることによって、はじめて有効に保全・継承されていくものと考えられる。つまり、歴史文化資源においては、一部の例外を除き、保全・管理は活用と一体のものである。表 2-2-3 に歴史文化資源の主な保全・管理の考え方を整理する。

<歴史文化資源の主な種別>

社寺・祠・歴史的建造物（群）・街並み・石仏・石塔・板碑・史跡・行事（祭り、季節ごとの風習等）・他（食、唄、ものづくりの技術あるいはそれをもった人等）等

表 2-2-3 歴史文化資源の保全・管理の考え方

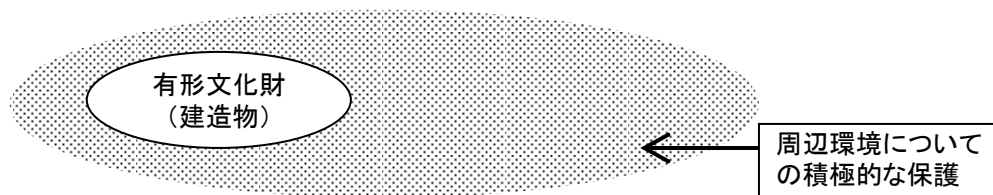
☐ 資源を評価する(価値付けする)	法や条例で指定する(文化財・記念物への指定)ことによって公的な価値付けを行う。
☐ 資源そのものを残す	有形無形に関わらず、資源そのものをとにかく保存する。できれば元々あった場所・位置で保全する。
☐ 資源に関する情報を残す	資源の背景や由来・いわれ、言い伝え、エピソードなど、資源に関わるあらゆる情報を集め資料や写真、データなど、目に見える形として残す。
☐ 資源の存在する空間を残す	暮らしの場、地域コミュニティや仕組み、場所、地名など、資源をとりまく空間や関わりのある要素ごとに残す。
☐ 資源を伝える人材を残す	資源の情報や魅力を伝える人材の発掘、育成、継承(後継者)を行う。
☐ 資源の情報を発信する(普及広報)	多くの人に知ってもらうことによって価値を高め、情報の継承をはかる。
☐ 資源を保全継承する拠点を整備する	郷土資料館、社寺、学校、役所等、保全・管理を行う上で中心になる場所を設定、整備する。
☐ 資源を保全継承する仕組みを作る	維持保全していくための費用の助成や学校教育の中に組み込む(伝統芸能の継承等)など、保全・管理・継承していく仕組みを作る。
☐ 資源の活用をはかる	まちづくり、学校教育、生涯学習、地域観光等の様々な場面において資源の活用をはかることによって生きた保全を行う。

参考

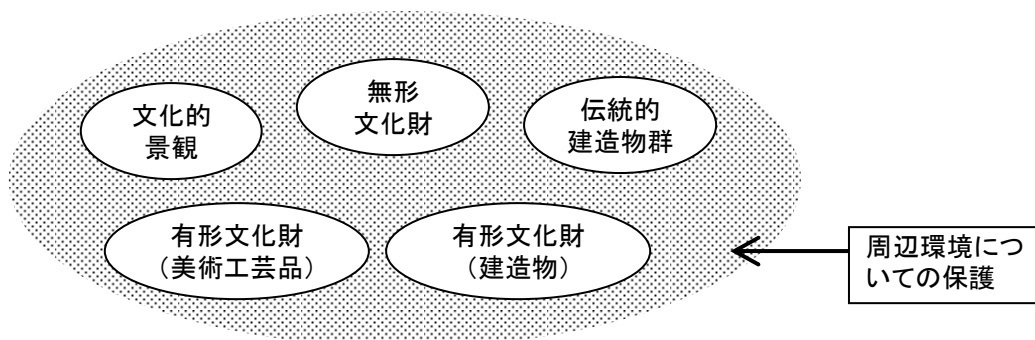
＜文化庁・審議会において指摘されている文化財の総合的な保護に関する考え方＞

● 文化財の周辺環境・景観を含めた面的な保護

文化財を単体として点的にとらえるだけでなく、その周辺環境を含めて面的に把握した上で保護することが必要。

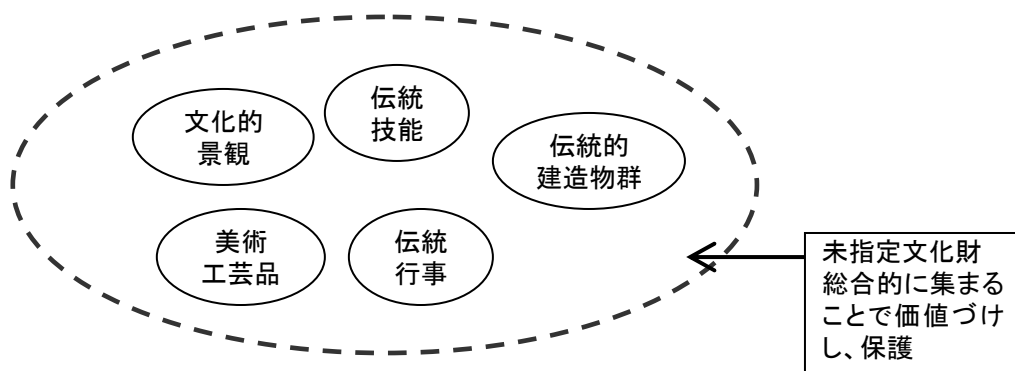


歴史的建造物や史跡・名勝などの文化財が比較的集中している地域については、単体として当該文化財の保存・活用を図るにとどまらず・・・（途中省略）・・・文化財周辺の自然的・歴史的環境の保全を図り、広く歴史的文化地域として面的な整備を進めることが適当



● 複数の文化財を総体として保護

一定の地域内に所在し相互に関連性を有する文化財で個々の文化財の価値が一定基準に達しないが、総体としては重要であるものについては・・・（途中省略）・・・その総体を一括して把握し保護の対象とする



c. 保全・管理方策の例

●自然

保全・管理の対象となる自然の特性や状況等に応じた方策を柔軟に組合せ、取り入れていく必要がある。表 2-2-4 に自然環境の主な保全・管理方策の例を示す。

表 2-2-4 主な保全・管理方策（自然）

項 目	方 策 例
土地の担保性を高める	法や条例等による規制（※資料 2 参照）
	土地の買入れ
	協定等による一定期間の契約による貸付
	担保性を高めるための新たな制度づくり
	既存制度の柔軟な活用による効率的な保全策の検討（換地等も含む）
土地利用の明確化	行政計画における位置付け
	計画等におけるゾーニング（保全・緩衝・利用等）
適正な環境保全管理	環境保全管理を行うための仕組みづくり
	環境マップや地域資源マップの作成
	目指すべき環境目標の明確化（ビオトープタイプや指標種など）
	既存管理作業（業者などに委託している作業等）の見直し
	長期的な保全管理計画の作成
	広域的な視点をもった保全管理の実施
	定期的なモニタリング調査の実施
保全管理費用の確保	行政予算として確保
	税制上の優遇措置
	保全基金の設置（エコツアーや関連商品販売による利益の一部を基金化する等）
	自治体による条例基金の設置・支援（自主財源だけでなく、民間からの募金や寄付金と合わせ、財団などを設けて運営する等）
	保全を目的とした市民債の発行
	企業・事業者による協力
	保全管理費用の助成等（協定等の締結）
情報発信・周知 P R	保全方針やそのエリア等に関する情報の積極的な発信（ホームページ・チラシ・会報誌・報告書など）
	周辺住民の理解の促進
	活用展開手法との組合せによる保全価値に関する認知度の向上
	レンジャーによる自然解説

	自然観察会や環境管理作業の開催案内
保全しながら活用する方策を検討する	エコツーリズムやグリーンツーリズムの振興
	環境教育プログラム（勉強会・講習会）の開催による人材の育成
	生活環境アドバイス
	バランスのとれた活用のためのルールづくり
場づくり	保全管理（活用展開も）について定期的に見直しや情報交換をする機会・場を持つ

●農地等

保全・管理の対象となる農地および休耕田、農業用水路、ため池などの現在おかれている状況や、過去の記憶に応じた方策を柔軟に組合せ、取り入れ、活用に結び付けていく必要がある。表 2-2-5 に農地等の主な保全・管理方策の例を示す。

表 2-2-5 主な保全・管理方策（農地）

項 目	方 策 例
農地の保全・管理の仕組み・制度の活用等	法や条例等による規制（※資料 2 参照）
	保全制度の改善、新制度の創出
	意欲的な農家への経営展開を支援
担い手の拡充	後継者の育成
	農家以外の農業参画を促進
	国際・全国的なボランティア制度（WWOOF など）の活用
環境調和型農業の推進	不耕起や冬期湛水水田など生きものと調和した農業の実施
	無農薬、無化学肥料による完全有機農業の奨励・支援・指導
	土づくりや循環型農業の奨励・支援・指導
	借地等による農作物の栽培
	環境直接支払等の活用（土水路等の管理等）
	完全有機農業による農産物のブランド化、付加価値の P R
	農作物直販所の設置、顔の見える農業の推奨・支援
	勉強会や講習会の開催
	リデュース・リユース・リサイクルの推奨
体験型農業の推進	滞在型市民農園（水田版）の整備
	日本版クラインガルテンの整備
	既存施設の活用
	地域住民の理解の確保
	水利権の確保

	アグリツーリズムの振興（農家体験・滞在型旅行）
	ホームページ・チラシ・会報誌などによる情報発信
体験型農業の推進	農作業のサポート体制づくり
	プロの農家による農作物の生育指導、講習会の開催
	総合的な学習、環境教育の一環としてのプログラム・受入れ体制の確立
農地の多面的機能の 保全・管理	湿田（じゅる田）など伝統的農業の再現（休耕田などを利用）
	用水路への冬期通水（水利権の確保等）
	植生管理・水環境管理などによる湿性環境の保全・管理
	定期的なモニタリング調査の実施

●歴史文化

歴史文化資源の保全・管理方策は、基本的な考え方の項でも述べたように、管理方策と一体である必要があると考えられる。したがって、保全・管理を視点としながら、関連する活用方策も含めて、主な方策を表 2-2-6 に示す。

表 2-2-6 主な管理・保全方策（歴史文化）

項 目	方 策 例	備 考
資源の評価 (価値付け)	法や条例で指定する（※資料 2 参照）	文化財・記念物等への指定
資源の保護	有形無形に関わらず資源そのものを残す	
	資源に関する情報を残す	聞き書き、マップ等
	資源の存在する空間を残す（暮らし、地域、仕組み、場所、地名等）	土地利用規制等
	資源同士のネットワークをはかる	古道・旧街道沿いの保存・活用等
	暮らしの一部としての保全	年中行事、風習、食など
	景観も歴史文化資源として捉える（※）	里山、集落風景等
資源を伝える人材を残す	人材の発掘、育成、継承	後継者の育成
	ガイドの育成	
資源の情報を発信する（普及広報）	一般にも分かりやすい情報（内容・手段）の発信	ホームページ、パンフレット、マップ、絵本イベント等
	情報の一元化	
資源を保全継承する仕組みを作る	維持保全していくための費用の助成	

資源を保全継承する拠点を整備する	郷土資料館、社寺等中心になる場所の整備または既存施設の活用	
	拠点間の広域ネットワーク・連携	
資源の活用をはかる	まちづくり、学校教育、生涯学習、地域観光等の様々な場面における資源の活用	
	保全・管理作業そのものの活用プログラムとして実施	

(*)近年消失・改変が懸念されている文化的景観（自然との関わりの中で営まれる暮らしや生業を通じて作り上げてきた里山などの景観）が、平成 17 年 4 月文化財保護法の改正に伴い保護すべき文化財の一類型として位置付けられている。

●景観

景観は、自然環境や歴史文化資源はもとより、美観、暮らしや生業などの人間活動、まちづくりなども含め、環境を感覚的に、それでいて総合的にあらわす要素である。特に人が集まる空間づくり、観光も含めた地域の魅力づくりを考える際には、空間の快適性につながる景観への配慮は不可欠であり、新たな魅力づくりも含めた検討が必要である。

利根運河周辺地域における地域資源を活かした景観要素の例を表 2-2-7 に示す。以下には、これら様々な地域の資源を主に視覚的な側面から保全・管理するための方策を示す。

表 2-2-7 利根運河周辺地域における地域資源を活かす景観要素の例

区 分	景観要素の例
遠景	富士山、筑波山、奥多摩・奥秩父の山並みなど
歴史的建造物、史跡	醤油蔵、屋敷、社寺、野馬土手など
ビューポイント	眺望の丘、運河河口公園、守谷市役所のタワーなど
風景	行事（オビシヤ等）、農作業（田植え、稲刈り等）など
魅力の創出・再生	渡し舟、馬のいる風景など

【長期的な計画に基づいた景観づくりを進める】

県境、市境、行政上の管轄区分にとらわれない連携による、長期的な景観計画の作成を行うことにより、利根運河および周辺地域における美しく快適な、心地よい空間づくりが可能となる。

（例）景観法に基づく景観形成計画の策定

【景観法の活用】

平成 16 年 6 月 18 日に景観に関する総合的な法律として公布された「景観法」は、基本的な理念を明確にするとともに、景観を実際に形成していくための実効法としての行為規制・支援の仕組みも備えている。景観法に基づく景観計画で定められた景観形成推進事業は、国の推進費による支援を受けることも可能となる。（資料 2 参照）

政令指定都市、中核市及びそれ以外の区域にあつては都道府県が景観行政団体となるが、その他の市町村も都道府県との協議・同意があれば都道府県に代わって景観行政団体になることができる。景観行政団体になれば、景観計画の策定や協議会の設置・運営等、景観行政を自ら担うことが可能となる。

【明確な景観づくりの基準を設ける】

利根運河周辺地域の景観づくりにおける基準を設定し、その基準に基づいた地域整備、自然環境の保全、歴史文化資源の活用を図る。

景観づくりの基準の例として、世田谷区における「風景づくりの基準」を表 2-2-8 に示す。

表 2-2-8 風景づくりの基準（世田谷区の例）

風景づくりの目標	風景づくりの基準
地形の特徴を いかす	崖線、台地、坂などの地形を活かし、見晴らしの良い場所をつくる
	崖線、台地、坂などへの眺望を確保する
水や緑の風景を つくる	まとまった樹林地や公園などの緑の風景を守り、育てる
	川辺や緑道の風景を守り、育てる
	まちなかにも、ささやかな水や緑の空間をつくる
地域の歴史を 大切にする	文化財をはじめとする歴史的資産を保全し、風景づくりに活かす
	古道などを風景づくりに活かす
暮らしの風景を つくる	住宅地の特徴ある風景をつくる
	農地の風景を大切にし、風景づくりに活かす
	地域風景資産や界わい宣言を活かす
	散歩に適した道を整備する
	暮らしの道ぞいを親しみやすい空間に整備する
賑わいの風景を つくる	まちの顔となる風景をつくる
	まちの骨格となる道沿いを心地よい空間に整備する

【心地よい景観を守り・育てる】

利根運河周辺地域において目指す景観、自然と歴史が調和した心地よい空間景観を守り・育てるために必要な要素を抽出する。

- ・ 利根運河周辺地域らしさ（個性）、こだわりを大切にする
- ・ 自然や歴史文化等の既存資源の魅力を高める
- ・ 調和があり、統一感のある景観とする（色調、高さ等）
- ・ 新たな魅力を創出する、かつてあった魅力を再生する

【景観を阻害するものを除外・規制する】

心地よい景観を阻害する要素を抽出し、阻害要因を除外・規制する。

- ・ 電線の地中化（図 2-2-1）
- ・ 景観に配慮した電柱等の配置計画（例：谷津やメイン通りではなく裏の住宅街を通す等）
- ・ 違反屋外広告物の除去
- ・ 屋外広告の規制あるいは基準づくり
- ・ 放置自転車やごみのポイ捨て、不法投棄などの取り締まり
- ・ 建築物や構造物の高さや色、道路からの距離などの制限・規制
- ・ 河川や水路のコンクリート護岸の改善（近自然化、再自然化） 等

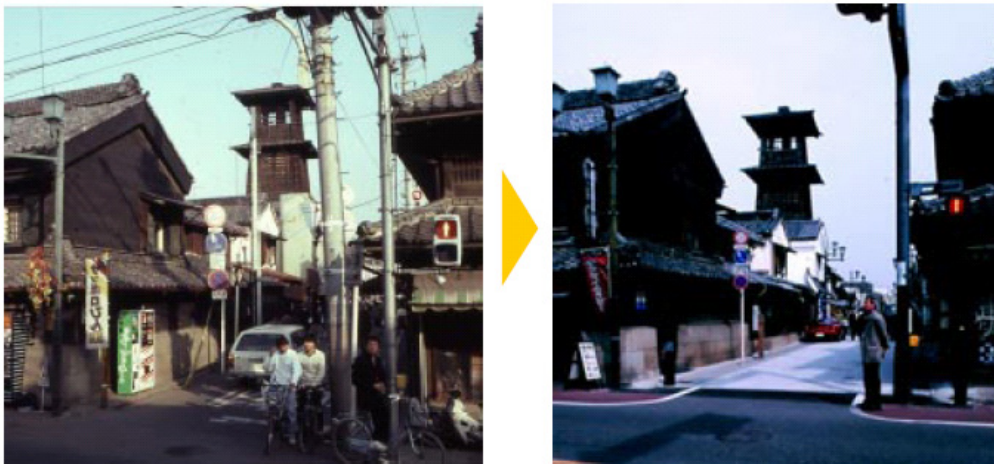


図 2-2-1 埼玉県川越市蔵のまちづくり（左：電柱・電線の地下化前、右：地下埋設後）

【暮らしや生業の風景を大切にする】

表面的な認識像である「景観」に対し、「風景」は年中行事や農作業、子どもの遊びなど、人が景観の中に入ることなどにより動きが生まれている様子、情景を意味するものとなる。地域の歴史文化、風習、人の暮らし、産業などの有り様を活かした風景を大切にする事で、活き活きとした動きのある景観づくりにつながる。

【ビューポイントを設定する】

エリアの中には特に景観の良い場所が存在する。そうした景観のよい場所をピックアップし、その景観を阻害しないだけでなく、眺望を活かした空間の保全・管理を行う必要がある。

【地形を活かす】

坂や台地、谷津、自然堤防など、自然の地形を活かすことで、変化のある景観づくりが可能となる。

【ランドマークを活かす】

歴史的建造物や巨木など、その土地の特徴や象徴になるランドマークを中心に景観づくりを行うことにより、より個性や魅力のある景観となる。

【遠景を活かす】

利根運河周辺からは、遠景として筑波山（図 2-2-2）や奥秩父・奥多摩の山並みなどを望むことができる。こうした山並みをひとつの眺望として捉えることによって、違った場所で見た同じ眺望を通じて、広がりや地点ごとの関係性を持った景観づくりが可能となる。



利根運河の利根川口近くから



江戸川沿い（吉川市側）から



利根運河沿いから

図 2-2-2 様々な場所から見た筑波山（点線内）

d. 利根運河周辺地域における保全・管理方策上の配慮点

基本的には、各エリアごとの特性を活かした保全・管理による環境の質の向上をはかるものとする。また、各エリアおよび利根運河周辺地域における魅力を高めるためのネットワーク方針として、次の各点に配慮する必要があると考えられる。

●自然

- ・ 核（大拠点）となるエリアの確認と重点的な取組みの推進
- ・ 幹線道路（国道 16 号、常磐自動車道）のエコアップ（多様な在来種による街路樹、中央分離帯、歩車分離帯、防音壁、法面等の緑化）によるネットワーク
- ・ 拠点エリア間の市街地のエコアップ（屋上緑化、壁面緑化、公園・学校等へのビオトープ整備等）による周辺地域の自然の質の向上

●農業

- ・ 利根運河周辺地域の農地としての特性を生かした保全・管理のあり方の検討
- ・ 宅地などとモザイク状に立地するのではなく、農地一帯としての保全
- ・ 利根運河周辺地域の農に関わる人のネットワークづくり

●歴史文化

- ・ 古道・旧街道を軸とした歴史文化財の保全、教育・学習等施設の整備

●景観

- ・ 連続性や面としての広がりを活かした景観の保全・管理
- ・ 地域ごとの魅力を生かした多様性ある景観の保全・管理（再生・改善を含む）
（例）河川の水辺景観、農の景観（田園風景、谷津田等）、斜面林、旧街道沿いのまち並み景観、集落景観、祭りや暮らしの風景、駅前などのにぎわいの風景等
- ・ 利根運河周辺らしさのある景観の保全・再生に関する市域にとらわれない検討、取組みの推進（総合施策としての景観形成の検討）

(3) 活用・展開方策の検討

a. 活用・展開の考え方

基礎調査における検討事項を踏まえ、個々の地域資源から、共通のテーマや属性を抽出、整理した上で考えられる活用や展開について検討を行った。地域資源としての魅力が高まることにより保全が促されることもあるため、活用・展開には保全の要素も含まれる。なお、方策の検討は、対象を特定するのではなく、「活動プログラム」、「ひとづくり」、「仕組みづくり」そして「普及方法」の観点から調査対象範囲に共通する項目について行った。

●活動プログラム

選定した活動の場において実施する各種プログラムを選択する。このとき、地域資源の魅力を高めるための散策イベントや観察会、管理作業を実施することによる保全への貢献、クライנגルテンや市民農園を開設することで農地の維持に貢献するなど、適切なプログラムと組み合わせることに留意する。

○体験農園の開設

- ・クライングルテン／市民農園 等

○各種活動プログラム

- ・自然観察会／環境学習／下草刈り等の保全作業（植生管理等）／維持管理作業（施設の維持管理等全般的な管理作業）／環境講座（座学）の開講 等

○共通テーマによる地域資源めぐり

- ・周遊ルートの提案／解説ガイドによるルートめぐり 等

●ひとづくり

利根運河周辺地域で活躍する人材をひろく集め育成する。セミナーや現地実習等を開催して、活動プログラムを自ら実施・運営できる人材を増やしていく。例えば、「○○スクール」というシリーズ講座を開設し、受講修了者には証明書を発行し、地域の魅力を「活きた言葉」と「具体的な活動」で表現する指導者や解説員として活躍してもらう等の方法が考えられる。

○人材の確保・育成（地域内部・地域外部ともに含む）

- ・指導者の育成（セミナー開催等）／解説員の育成（セミナー開催、現地実習等）／技術の習得（現地実習等） 等

○地域住民への環境教育

- ・地域資源の魅力への理解 等

●仕組みづくり

活動プログラムや人材が効果的に活用されていくように、継続的な運営を確立する仕組みをつくる。例えば、地域の魅力をアピールし、都心の人々をこの地域へ呼び込

み、ゆくゆくは地域を支えるサポーターとして登録してもらう等、地域外の人々を含めた仕組みを検討する。そのためには、人材の確保・育成と連携し、ある一定の経験や知識を有する人々が積極的に活躍する場を適宜提供していく仕組みが必要となる。

○人材登録制度の創設

- ・指導者の登録／解説員の登録／作業希望者（人手）の登録 等

○農業生産法人の設立

- ・江川地区モデルの応用／農業生産法人の広域連携 等

●普及方法

情報を地域内外に広く発信し、利根運河周辺地域の魅力をアピールし、地域外からの訪問者や人材の確保へとつなげる。また、地域住民についても、魅力ある地域資源について更なる理解を深めてもらい、地域への愛着を深めるような取り組みを行う。伝えたい情報の内容や対象に応じて、それぞれ適正な発信方法を選択することが望ましい。

○潜在的な訪問者への普及・広報

- ・マスメディアの活用／インターネットの活用／その他のメディアの活用 等

○地域資源・エリア・周遊ルートの紹介

- ・パンフレットの作成／アンテナショップの開設 等

○地域住民及び首都圏住民への周知

- ・市報への情報掲載／首都圏住民への周知／人材の募集・登録 等

b. 利根運河周辺地域における活用・展開上の配慮点

「活動プログラム」、「ひとづくり」、「仕組みづくり」、「普及方法」の各メニューの組み合わせにより、具体的な場が選ばれ、活用・展開の方向性が決められていくと、それら内容を受けて、実施までに検討すべき課題が明らかになる。課題の解決を検討する際には、不特定多数の人が関わることを前提とし、継続的に魅力のある活動を維持していくためには、どのような方法があるのかを話し合うことが重要となる。

○アクセス方法

- ・交通網／交通ルート検討／交通手段の提示（徒歩、自転車等含む） 等

○安全の確保

- ・歩行者の安全の確保／移動上の安全の確保

○必要となる施設整備の検討

- ・サイン（看板）／トイレ／駐車・駐輪場／拠点となる施設（事務所） 等

○財源の確保

- ・基金の設立／補助事業 等

また、利根運河周辺における地域資源の活用・展開については、自然資源と歴史・文化的資源が調和する美しい空間づくりという観点から、保全・管理方策との整合性を常にとる必要がある。このことから、方策の検討については下記が前提条件となる。

- ・ 保全を重視する場所については、保全・管理方策に反しない範囲で活用し、希少な野生動植物の生息環境の保全を優先する。
- ・ 管理を重視する場所においては、保全・管理方策を踏まえ、保全・管理方策を理解した指導者のもとに管理作業を体験できる場として活用する。